

まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会

施設デザインWG設置要領

1. 設置目的

本検討会WGにおいては、昨今の社会情勢の変化等もふまえつつ、道路交通の円滑化のみならず、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり、土地の有効活用など、より包括的なまちづくりを見据え、車種別需要を踏まえた地域での需要の最適化や公民連携のあり方などの駐車場の需要及び供給のマネジメントのあり方について検討を行うことを目的として、「まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会 施設デザインWG」（以下、「施設デザインWG」という。）を設置する。

2. 組織

施設デザインWGの委員は、別紙のとおりとする。

施設デザインWGに座長を1名置く。座長は、議長として議事を総括する。

3. 施設デザインWG

座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を施設デザインWGに出席させ、意見等を求めることができる。施設デザインWGについては、素直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として公開しない。ただし、議事要旨については、発言者を明示しない形で作成し、出席者の確認を受けた上で公開する。

4. 庶務

施設デザインWGに係る事務は、国土交通省都市局街路交通施設課が処理する。

5. その他

以上に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。